

一般社団法人 和軸 正会員 会員規約

第1条（定義）

- 1 一般社団法人 和軸（以降、当法人と記載する）の活動趣旨に賛同し、当規約に同意した上で所定の方法により申込を行い、当法人が入会を承認した個人又は団体につき会員と認める。
- 2 本会員は、当法人の定款にて別途定める正会員に該当するものとする。

第2条（入会期間）

- 1 入会期間は、入会申込時に定めた月の1日より1年間とする。
- 2 期間終了後は、退会手続きを行わない限り自動的に1年間の更新となり、以降も同様とする。

第3条（入会金及び会費）

- 1 会員は、入会金及び会費として「別表1」に定める所定の金額を当法人に支払うものとする。
- 2 会費は年会費制とし、入会申込時に定めた口数に応じて入会期間更新の度に支払うものとする。
- 3 会費の口数は、事前に申請することによって、入会期間更新の度に変更することができる。

第4条（議決権）

会員には、入会申込時に定めた会費の口数に応じて、社員総会における議決権を付与する。議決権の数は「別表2」で定める。

第5条（禁止事項）

会員は以下に該当する行為を行なってはならない。

- (1) 当法人の運営を妨げる、またはその恐れがある行為
- (2) 当法人もしくは第三者に不利益を与える、またはその恐れがある行為
- (3) 会員としての地位、または会員に限定して提供される情報等を、許可なく第三者に有償・無償を問わず貸与、譲渡又は売り渡す行為
- (4) 反社会的勢力に属する、または関与する行為
- (5) 法令もしくは公序良俗に反する行為

第6条（退会）

- 1 会員は、次に掲げる事由によって退会する。
 - (1) 会員本人の退会の申し出。ただし、申し出は退会希望日の1ヶ月前までに行うものとする。
 - (2) 会員の死亡
 - (3) 会員となった団体の解散
 - (4) 除名
- 2 退会時において、入会期間が残存している場合であっても、理由の如何を問わず、納入済の会費の払い戻しは行わない。

第7条（除名）

会員が以下のいずれかの項目に該当する場合、当法人は事前に会員に通知または催告することな

く、即時除名処分をすることができる。除名された会員は、当会員制度に係る諸権利および議決権を失う。

- (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
- (2) 第5条に定める禁止事項に該当する行為を行なった場合
- (3) 納入期限を3ヶ月過ぎても会費の支払いがない場合
- (4) その他、合理的事由により会員として不適当であると当法人が認めた場合

第8条（変更の届出）

- 1 会員は入会申込時に当法人へ届け出た内容に変更があった場合には、速やかに変更の届出を行うものとする。
- 2 会員が本条第1項の変更届出を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責を一切負わないものとする。

第9条（個人情報の取扱い）

- 1 当法人は、会員の個人情報を取得するものとし、当該情報の保護に必要かつ適切な措置を講じる。
- 2 個人情報の利用目的は、以下の各号に記載のとおりとする。
 - (1) 当法人からの連絡・案内・物品等の送付
 - (2) 当法人の活動に係る調査・分析・開発・運用
 - (3) 会員等からの問い合わせ等への対応
- 3 当法人は、法令に定められた場合を除き、当該会員の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しない。
- 4 当法人は、業務の一部を委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供する場合がある。この場合は、当法人は業務委託先と個人情報保護に関する契約を締結する。

第10条（免責事項）

以下の各号に規定する事由により当法人の活動が停止した場合、当法人はその責を負わない。

- (1) 天災地変等の不可抗力の場合
- (2) 通信事業者、電気供給事業者、配送業者その他当法人の委託先の責に帰すべき事由がある場合
- (3) その他当法人の責によらない事由による場合

第11条（会員制度の終了）

- 1 当法人は、事前に会員に対して通知することにより、当会員制度を終了することができる。
- 2 前項の制度終了が、十分な期間の事前通知をもって行われた場合もしくは当法人の責によらない事由による場合、これにより会員または第三者が被った損害等に関し、当法人は一切の責任および損害賠償義務を負わない。

第12条（規約の変更）

当法人は、会員の了承を得ることなく本規約を随時変更できるものとする。変更した規約は所定

の方法で告知する。

第 13 条（優先関係）

当規約と当法人の定款の記載内容に矛盾・抵触が生じた場合には、当規約で定めた内容を優先する。

以 上

<別表 1>

	個人	団体
入会金	1 万円	10 万円
会費	1 万円/口	100 万円/口

<別表 2>

個人			団体		
口数(口)	会費(円)	議決権	口数(口)	会費(円)	議決権
1~9	1 万~9 万	1	1~9	100 万~900 万	5
10~19	10 万~19 万	2	10~19	1,000 万~1,900 万	6
20~29	20 万~29 万	3	20~29	2,000 万~2,900 万	7
30~39	30 万~39 万	4	30~39	3,000 万~3,900 万	8
40~49	40 万~49 万	5	40~49	4,000 万~4,900 万	9
50~59	50 万~59 万	6	50~59	5,000 万~5,900 万	10
60~69	60 万~69 万	7	60~69	6,000 万~6,900 万	11
70~79	70 万~79 万	8	70~79	7,000 万~7,900 万	12
80~89	80 万~89 万	9	80~89	8,000 万~8,900 万	13
90 以上	90 万以上	10	90~99	9,000 万~9,900 万	14
—	—	—	100 以上	1 億以上	15

※個人に付与する議決権の最大数は 10、団体に付与する議決権の最大数は 15 とする。